

平成22年11月第28回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成22年11月29日第28回互理町議会臨時会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄                      2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則                      4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一                      6 番 高野 孝一

7 番 宍戸 秀正                      8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行                      10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ                      12番 佐藤 實

13番 山本 久人                      14番 熊田 芳子

15番 安田 重行                      16番 永浜 紀次

17番 高野 進                      18番 島田 金一

19番 安細 隆之                      20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名）                      応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 ( 0 名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税 務 課 長	日 下 初 夫	町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わたり温泉 鳥の海所長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第67号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第5 議案第68号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 報告第6号 専決処分ゝ報告について（賠償額ゝ決定及び和解）

日程第7 議発第4号 亶理町議会議員ゝ報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

午前9時57分 開会

議長（岩佐信一君） これより、平成22年11月第28回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番 高野 進議員、18番 島田金一議員を指名いたします。

日程第2 会期ゝ決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期ゝ決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会ゝ会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件および報告1件が提出されております。

第3、議員提出議案についてであります。条例改正案1件を受理しております。

第4、去る11月2日亘理町町政功労者・教育功績者表彰式において、永浜紀次議員、島田金一議員が自治功労の表彰を受けておりますので報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第28回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第67号 亘理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院の給与勧告に伴う国家公務員の給与改定に倣い、亘理町職員の給料及び期末・勤勉手当の引き下げを行うものであります。

議案第68号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の給与勧告に伴う職員の給料及び期末・勤勉手当の引き下げを受け、特別職についても所要の改正を行うものであります。

報告第6号 専決処分の報告については、荒浜海水浴場臨時駐車場で発生した事

故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、平成22年9月21日専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出案件についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げまして、提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第67号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第67号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第67号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の1ページでございます。

今回の条例の改正については、3条立てということでございます。そのほかに附則ということでご説明申し上げます。

第1条亶理町職員の給与に関する条例の一部改正。亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、説明については新旧対照表でご説明申し上げます。

まず第1条関係、1ページでございます。第16条期末手当の関係でございますけれども、第16条の期末手当の減額について規定されております。第2項でございますが、「100分の150」を「100分の135」ということで、0.15カ月分を減額するという内容のものでございます。これについては、12月の期末手当で調整するというような内容です。

第3項でございます。その下です。再任用職員の率ということで、本町にはございませんけれども、「100分の85」を「100分の80」ということで0.05カ月減額するというような内容でございます。

次の2ページでございます。

2ページは第17条、勤勉手当でございます。これは勤勉手当の総額を決めるための条文でございます。第2項第1号、下の方でございますけれども、勤勉手当の額の「100分の70」を「100分の65」、0.05カ月下げるものでございます。第2号、一番下でございますけれども、再任用職員については「100分の35」を「100分の30」に0.05カ月下げるものでございます。

次の3ページでございます。

3ページにつきましては附則の分に入っております。8項当分の間、職員云々書いてあります。この内容につきましてご説明申し上げます。

第8項については特定職員、いわゆる55歳以上の6級に該当する職員でございます、については当分の間1.5%減額するというふうな条文の内容でございます。第1号につきましては給料でございます。第2号につきましては管理職手当、第3号につきましては地域手当ということでございます。

4ページにいきます。

4ページの第4号が期末手当、第5号が勤勉手当というふうな内容でございます。第6号につきましては、退職者につきましても減額の措置がこのようにされるというふうな内容の条文でございます。その下、真ん中辺に箱がございますが、これにつきましては先ほど言いました55歳以上の6級該当者というふうな意味でございます。

続きまして5ページでございますが、5ページの第10項、一番下の方でございます。これにつきましては、先ほどの55歳以上で6級の者の1時間当たりの単価を積算する場合、1.5%の減額をして単価を定めてくださいというふうな内容でございます。

6ページに入ります。

6ページの第11項です。上の上段でございますけれども、勤勉手当の総額を算出する場合、これにつきましても先ほど言いました1.5%減額後の基礎額を用いるというふうな内容でございます。第12項につきましては、育児短時間勤務職員が該当した場合、もともと育児短時間勤務職員というのは減額されているんですけれども、それらを給料、そこから1.5を減じた額というふうなことで、それぞれ育児短時間勤務職員であっても減額するというふうな内容でございます。13項につき

ましては12項と同じようなことをごさいますして、同勤務をした場合、12に倣って減額するというふうな内容でございます。

別表第1、第3条関係ということで表が書いてございます。右が変更前の額、左が変更後の額ということで網掛けをしてございますので後でござらんいただきたいというふうに思います。額的には200円から500円の幅で下がっております。

続きまして第2条関係でございます。13ページをお開きください。

第2条関係につきましては、期末手当を、先ほど、本年は12月で調整するわけですけれども、それらを第16条関係で、第2項で6月と12月に振り分けるための条文の改正でございます。要するに、「100分の125」を「100分の122.5」に6月を直す、それから「100分の135」を12月では「100分の137.5」に上げる、そういうことで調整をするというふうな内容でございます。

第17条勤勉手当でございますけれども、勤勉手当につきましても同じような振り分けを行うというふうなことで、次の14ページでございます。

これは6月も12月も同じ率なんです、 $100\%$ の65」とあったのを「100分の67.5」に改めて調整を図るというふうな内容でございます。

それから、附則でございます。14ページの中段以降、附則の第11項につきましては、特定職員の勤勉手当算定においては1.5%減額の対象額の対象をするということで、6月、12月に振り分けますよというふうな内容の条文の改正でございませぬ。

続きまして15ページ、これも第3条関係でございますけれども、切りかえの関係の条文の改正でございます。7項が切りかえ日の前日から引き続き同一の給料分の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額、飛ぶんですけれども、に達しないこととなる者、下の方なんです、中断、には給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。これは、従来、18年の改正のとき、相当額下がったわけですけれども、その差額支給を今回につきましても行うというふうな内容のものでございます。

続きまして16ページでございます。

亘理町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表がございます。これにつきましては、附則の第2項で、この条文については部分休業を指しております。2時間から特別休暇時間を差し引いた時間を超えない時間を休業できるというふうな条

文でございまして、その時間を減額するというふうなものでございます。

次の下が17ページ、亘理町職員の勤務時間・休暇等に関する条例新旧対照表でございまして。

これにつきましては、12項、介護休暇の職員でございます。介護休暇の職員が指定職員、先ほど言いました55歳以上で6級の職員であった場合、減額する場合の単価を1時間当たり減額された単価で算出するというふうな読みかえ規定でございます。

次のページからは改正前のあれがカットされておりますので、ずっと飛びまして20ページでございます。

20ページは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

20ページの下の方でございますけれども、公益法人等への派遣を行った場合、派遣職員が先ほど言いました特定職員、55歳以上の6級の場合、一般職員と同じように減額いたしますというふうな内容でございます。

次に21ページ。亘理町職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例の一部改正でございます。

これの第2項でございます。懲戒の手續関係でございますけれども、処分等を受けて減額される額が10分の1というふうな基礎額がございます。特定職員であれば、それらの基礎額が1.5減額されたものからの10分の1減額というふうに読みかえて運用するというふうな内容でございます。

以上が、新旧対照表で説明した内容でございまして、では、条文、議案の方に戻っていただきたいんですが、議案の8ページをお開きください。

中段以降、附則、施行期日とございます。この条例は、平成22年12月1日から施行するというところでございます。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成23年4月1日から施行するというところで、ほとんどが12月1日から施行でございます。ただし、先ほど言いました6月と12月に期末・勤勉を割り振る条例につきましては来年の4月からの手当に該当させるというふうな内容でございます。

あと附則、若干長いんですが、運用上必要な条文についての内容でございますので割愛させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） まず、今回の給与改定、人事院勧告に基づく給与改定で、亶理町の職員、三役を除く職員で人事院勧告前と人事院勧告後の1人当たりの職員の年間の減収、何万円平均で減るのか答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） お答えします。

今回の人勧絡みで職員が年間減る金額でございますけれども、平均いたしまして6万8,797円という平均的な試算をしております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 平均で約6万8,000円の減額というふうになって、これがいわゆる12月のボーナスから引かれるということになります。特に住宅ローンを組んでいる職員にとっては大きな痛手であります。さらに、職員の年間の平均給与が2003年、平成15年度幾らで、そして2009年、平成21年度幾らだったのか。そして、2003年、平成15年との差額は幾らだったのか答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 2003年、平成15年でございますけれども、給与の総額ですが553万7,713円でございます。平成21年度になりますと、それが516万6,490円ということで、差額が37万1,223円というふうな数字が出ております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 平成15年度から比べても、この6年間で年間37万円も給与が減っていると。職員にとっては大変なことでもあります。

第3点目。そうした中で亶理町の職員の給料月額、いわゆる基本給は国、県と比べてどうなのかですけれども、平成22年4月1日現在で亶理町、県、国の一般行政職の給料月額が幾らで、亶理町の差額は幾らですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 亶理町職員の県と国の職員との比較でございますけれども、県と比較いたします。県が33万5,298円、平均的な年齢の給料額ですけれども、33万5,298円、亶理町につきましては30万3,900円というふうなことでございまして、差額は3万1,398円というふうなことでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 1点確認したいんですけれども、例えば、今、平均で6万8,000円の1人当たりの給料減額だと言いますけれども、今回のように上の方にあつく下の方に低くという場合、今、答弁なさった森総務課長の場合はどのような減額率になって、例えば、このぐらい我々のときには影響あるんだと、その辺をちょっとお示ししていただけますか。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 私の分はちょっとあれしていなかったんですけれども、大体9万円ぐらいになるかというふうに予想しております。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 指定職員の55歳以上の6級の方々、本町には該当者はどのぐらいいて、平均の給与はどのくらいになっているのか教えていただきたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 指定職員の数でございますけれども、6名程度になっております。ただ、給与の総額は、恐らく平均しても800万円を若干下回るぐらいになるかと思っております。ただ、正しい数字はちょっと今は持っておりません。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今回の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定は昨年の引き下げに続いて平均9万4,000円もの減収を国家公務員に押しつけるものであり、地方公務員など約580万の労働者に影響し、地域経済を冷え込ませるものです。こうした人事院勧告に基づく条例改正には反対します。

菅直人政権は人事院勧告を上回る賃下げなど深堀り政策をやめ、直ちに公務員に労働基本権を保障すべきです。

以上を述べて、討論といたします。

議 長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

職員の給与は、経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準じて定めることが最も合理的であるとされています。本町においては人事委員会を持たないため、従来から人事院の給与勧告に伴う国家公務員の給与改定に倣い、給与改定を実施しております。

今回の亙理町職員の給与改正については、このごろの経済、雇用情勢から見てやむを得ない改正とし、原案に賛成をいたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号 亙理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立多数であります。よって、議案第67号 亙理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第68号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第68号、14ページでございます。

亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案でご説明申し上げます。

第1条亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中「100分の160」、これは12月の期末手当の率でございます、を「100分の150」に改める。100分の10減額されるものでござい

す。これが12月に支給される減額の条文でございます。

続きまして、第2条亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するというので、これにつきましては、附則にございますけれども、来年の6月と12月に振り分けると。先ほどの100分の10を振り分けるものでございます。

第4条第2項中「100分の145」、これは6月に支給される期末手当です。「100分の140」、要するに、100分の5減額です。次に、12月支給分、「100分の150」を「100分の155」、これは、先ほど上の第1条で150まで下げた分を100分の5上げるものでございます。それで6月と12月に振り分けるというふうな内容でございます。

附則、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するというふうな内容のものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第6号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（岩佐信一君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、15ページでございます。報告第6号 専決処分の報告について。

平成22年9月21日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告する。

16ページでございます。

専決処分書。平成22年7月25日に荒浜海水浴場臨時駐車場で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分いたしましたものでございます。

この事故の内容につきましては、海水浴場と道路をつなぐ段差のあるところを通行中、それを埋める手だての板があるんですけども、その板がこのような状態になって、車の底部分を傷つけてしまったというふうな内容でございます。

それでは17ページ、和解及び損害賠償の額について。

平成22年7月25日に、荒浜海水浴臨時駐車場で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

記といたしまして、和解の相手方、・・・・・・・・・・です。・・・・さんでございます。

2、和解の内容、（1）亘理町は本件事故に関し補修費として上記相手方に対し、金16万1,450円を支払うものでございます。（2）相手方と亘理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 以上で、専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第7 議発第4号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に

関する条例の一部を改正する条例について

議長（岩佐信一君） 日程第7、議発第4号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

庶務班長（牛坂昌浩君） 朗読いたします。

議発第4号、平成22年11月29日、亶理町議会議長 岩佐信一殿。

提出者 亶理町議会議員 佐藤 實。

賛成者 亶理町議会議員 安藤美重子、高野 進、熊田芳子。

亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

以上、朗読を終わります。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤 實議員登壇。

〔12番 佐藤 實 君 登壇〕

12番（佐藤 實君） それでは、議発第4号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

なお、条文を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

提案の理由、平成22年、人事院勧告に基づき亶理町議会議員の期末手当を引き下げる所要の改正を行うものであります。

続いて、次のページをごらん願います。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、平成3年亶理町条例第20号の一部を次のように改正する。第5条第3項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第2条亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

次のように改正する。第5条第3項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附則、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上のとおりであります。何とぞ、慎重審議の上可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第4号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件については原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年11月第28回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 高野 進

署名議員 島田 金一